

# 新吉田工場倉庫地区建築協定書

## (目的)

第1条 この協定は、本協定区域内における建築物の敷地、用途、及び形態に関する基準を協定し、工場倉庫地区の環境を高度に維持し増進することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この協定における用語の定義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

## (名称)

第3条 この協定は、港北ニュータウン新吉田工場倉庫地区建築協定と称する。

## (協定の締結)

第4条 この協定は、第7条に定める区域内の土地の所有者および建築物の所有を目的とする地上権または賃借権を有する者（以下単に「土地の所有者等」という。）の全員の合意により締結する。

## (協定の変更および廃止)

第5条 この協定にかかる協定区域、建築物に関する基準、有効期間、または協定違反があった場合の措置を変更しようとする場合は、土地の所有者等の全員の合意によらなければならない。

2. この協定を廃止しようとする場合は、土地の所有者等の過半数の合意によらなければならない。

## (協定の認可)

第6条 第4条により協定を締結しようとする場合または第5条により協定を変更もしくは廃止しようとする場合、土地の所有

昭和59年4月5日  
認可  
印

者等は、その旨を定め、これを、横浜市長に認可申請し、その認可を受けなければならない。

(協定の区域)

第7条 この協定区域は別図区域図のとおりとする。

(建築物の制限)

第8条 前条に定める協定区域内の建築物の敷地、用途、及び形態は、次の各号に定める基準によらなければならない。

(1) 建築物の敷地

ア. 建築物の敷地の最小面積は、260平方メートル(約80坪)とする。ただし、仮換地指定面積が、260平方メートル以下の場合は、その面積を最小面積とする。

イ. 敷地の主出入口の基準

幹線道路(都市計画道路、地区幹線道路)に接する敷地境界には、車の出入口を設置しないこととする。ただし建築協定運営委員会が横浜市と協議の上認められたものについてはこの限りでない。

ウ. 駐車場の荷さばき場(空地を含む)は、自分の敷地内に設置する。

エ. 建築物の敷地内には、敷地面積の10%以上緑化するものとする。

(2) 建築物の用途

ア. 次に掲げる用途の建築物は建築できないこととする。

(イ) 住居の用に供する建築物(経営者または、従業員が居住する併用住宅を除く。)

(イ) ホテルまたは、旅館

(ウ) 待合、料理店、キャバレー、舞踏場、その他これに類するもの。

(エ) 個室付浴場業にかかると公衆浴場

(オ) 劇場、映画館、演芸場または、観覧場

(カ) 学校

(キ) 病院

(ク) 図書館、博物館、その他これに類するもの。

(3) 建築物の形態

ア. 外壁、またはこれはこれにかわる柱の面から敷地境界までの距離は、1メートル以上とする。ただし、建築協定運営委員会が横浜市と協議の上認められたものについてはこの限りでない。

イ. 本条第2号ア(イ)のかがきに定める住居の用に供する部分の面積は、容積率100%、かつ120平方メートル以下であること。ただし、建築協定運営委員会が横浜市と協議の上認められたものについてはこの限りでない。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は市長の認可の公告の日から効力を発生する。

2. この協定の有効期間は、第6条に定める市長の認可の公告の日から市長の廃止の認可公告の日までとする。

3. 有効期間内に犯した違反者の措置に関しては期間満了後もなお効力を有する。

(協定の効力の承継)

第10条 この協定は、市長の認可の公告の日以後において、第7条に定める協定区域の土地の所有者等となった者に対しても、

その効力があるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 第8条に定める建築物の基準に違反した場合、第14条に定める委員長は、第13条に定める委員会の決定に基づき、当該土地の所有者等に対して、工事施工停止を請求し、かつ文書をもって相当の猶予期間をつけて当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2. 前項の請求があった場合には、当該土地の所有者等はこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第12条 前条第1項の請求があった場合で、当該土地の所有者等がその請求に従わないときは、第14条に定める委員長は、第13条に定める委員会の決定に基づき、その強制履行または当該土地の所有者等の費用をもって第三者にこれを行なわせることを裁判所に請求するものとする。

(委員会)

第13条 この協定を運営するため、建築協定運営委員会(以下「委員会」という)を設置する。

2. 委員会は土地の所有者等の互選により選出された委員若干名をもって組織する。

3. 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。

4. 委員は再任されることが出来る。

(役員)

第14条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名  
副委員長 2名  
会 計 1名

2. 委員長は、委員の選挙により選出する。委員長は、委員会を代表し、協定運営の事務を統括する。

3. 副委員長および会計は、委員の選挙により選出する。

4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、これを代理する。

5. 会計は委員会の経理に関する業務を処理する。

6. 委員長を変更した場合、新たに委員長となった者は、速やかにその旨を横浜市に届け出るものとする。

(補 則)

第15条 前条に定めるほか、委員会の組織、運営、議決の方法等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この協定書は3部作成し、2部を市長に提出し、1部は協定者が保管する。市長の認可があった後、市長に提出した2部のうち1部を委員長が保管する。